

太陽エネルギー推進協議会~~(仮称)~~設立総会次第

日 時 平成23年11月16日(水)
午前10:00～
場 所 株式会社サンジュニア2階大会議室

1. 開 会

2. 発起人代表あいさつ

3. 協議事項

第1号議案

設立趣意書に基づく太陽エネルギー推進協議会設立の意思
決定について

第2号議案

組織の名称および規約について 別紙1

第3号議案

役員等の選任について

第4号議案

平成23年度事業計画について

第5号議案

平成23年度予算について

その他

4. 閉 会

第1号議案

設 立 趣 意 書 ~~（案）~~

地球規模での地球温暖化防止やエネルギー問題への取り組みの必要性が注目されてきましたが、特に近年では、省エネルギーや節電の機運が高まり、国民的な運動へと広がりをみせてきました。化石燃料に大きく依存してきた私たちの生活や地域経済は、大きな転換点を迎えようとしています。

そうしたなかで、長野県内においては市民団体、地域企業、大学等と行政機関が協働して『自然エネルギー信州ネット』が発足されるなど、市民主導型・各主体間連携型の活動が活発化してきました。

これを契機に、須坂市を発信とした環境保全をめざし、各地の環境特性に応じた再生可能な自然エネルギーによる地域密着型の事業モデルの構築を目的として、『太陽エネルギー推進協議会』を設立します。

平成23年11月16日

太陽エネルギー推進協議会
設立総会出席者一同

第2号議案

組織の名称および規約について

(1) 組織の名称

『太陽エネルギー推進協議会』~~(案)~~

(2) 規約~~(案)~~

別紙1のとおり

第3号議案

役員等の選任について

会長、副会長、理事、監事、事務局 別紙2のとおり

第 4 号議案

平成 23 年度 太陽エネルギー推進協議会

事業計画~~（案）~~

須坂市を発信として、太陽エネルギーを活用した地域協働による自然エネルギーの普及および自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりにむけて、下記の活動をすすめる。

- ① 太陽エネルギーに関する調査及び研究
- ② 太陽エネルギーに関するモデル事業の運営支援及び事業管理
- ③ 太陽エネルギーに関する普及啓発、情報発信
- ④ 太陽エネルギーシステムに関する標準化及びコストダウン
- ⑤ その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

※事業計画書~~（案）~~（別紙 3）参照

第5号議案

平成23年度 太陽エネルギー推進協議会

予算計画(案)

(平成23年11月16日～平成24年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	50,000			10,000円×5団体
補助金	2,930,000			新しい公共の場づくりのためのモデル事業
寄付金	0			
雑収入	0			
合計	2,980,000			

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
地域協議会に関する費用				
講師謝金	5,000			
会議会場費	10,000			
資料代	20,000			会議資料等
通信費	5,000			電話、切手代
報告書印刷費	10,000			報告書等
小計	50,000			
新しい公共の場づくりのためのモデル事業に関する費用				
人件費	960,000			現地調査、データ分析等
講師謝金	60,000			
会議会場費	10,000			
旅費	60,000			視察等
消耗品費	50,000			
通信費	30,000			電話、切手代
印刷製本費	260,000			チラシ、報告書等
技術開発費	1,500,000			システム構築
小計	2,930,000			
合計	2,980,000			

※新しい公共の場づくりのためのモデル事業については、長野県県民協働・NPO課に確認の上、自然エネルギー信州ネットとの二重配分になるようであれば、収入及び支出から削除する。

太陽エネルギー推進協議会規約~~（案）~~

平成 23 年 11 月 16 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、太陽エネルギー推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

(事務局)

第 2 条 協議会は、事務局を須坂市内に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は市民・市民団体、事業者、学校、行政等のさまざまな主体が連携し、地域循環型・地産地消型の再生可能な自然エネルギーの普及啓発を通じて、安全で安心して暮らせる持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、これまで会員が実施してきた新エネルギー技術を土台として、太陽エネルギー活用モデル事業を実施し、これらのノウハウを公開し、その普及に努める事業を行う。

- ①太陽エネルギーに関する調査及び研究
- ②太陽エネルギーに関するモデル事業の運営支援及び事業管理
- ③太陽エネルギーに関する普及啓発、情報発信
- ④太陽エネルギーシステムに関する標準化及びコストダウン
- ⑤その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員等

(協議会の正会員)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 協議会の趣旨に賛同した個人の方で会長が入会を認めたもの
- (2) 協議会の趣旨に賛同した団体等で会長が入会を認めたもの
- (3) その他会長が適当と認めた個人並びに団体

(賛助会員)

第6条 協議会は前条に定める会員とは別に、総会の議決権は持たないが、事業活動に参加協力できる賛助会員を設けることができる。

(会費)

第7条 協議会の会費は、総会にて定めた金額とする。

2 会費は、1口10,000円とする。

3 ただし、1口以上で上限は設けないものとする。会長が特に認めた場合は免除できるものとする。

(届出)

第8条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 協議会に次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 1名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、役員会において会長の諮問に応える

4 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする

2 交代又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 役員その他に、顧問を置くことができる。

2 顧問は総会において選任する。

3 顧問の任期は3年とする。

4 顧問は、会長より相談ごとの申請があれば、その解決のために努力する。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長または副会長が行うものとする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により
請求があったとき

(2) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、正会員現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 正会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数を持って決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる
事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第17条 事務局および事務局長は、会長が任命する。

2 協議会の庶務は、事務局長が統括する。

(業務の執行)

第18条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、必要に応じて規程を設ける

第6章 事業計画・収支予算計画

(事業計画・収支予算計画)

第19条 協議会の事業計画および収支予算計画は、総会の議決を得なければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第20条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 ただし初年度は設立の日から、翌年3月31日とする。

(資金)

第21条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

第8章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第22条 この規約を変更する場合は、総会の承認を受けなければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第23条 協議会を解散する場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て協議会の目的と類似目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第24条 実施要綱その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成23年11月16日から施行する。

太陽エネルギー推進協議会(仮)会員名簿 (案)

No.	役職	氏名	所属団体	所属団体役職	担当	備考
1	会長	西原 秀次	株式会社サンジュニア	代表取締役		企業
2	副会長	北村 幸一	有限会社幸建築設計	代表取締役		企業
3	理事	松下 隆志	長野県長野地方事務所 環境課	課長	環境保全係 東方 夫美子 (主査)	団体 (行政)
4	理事	青木 信一郎	須坂市市民共創部生活環 境課	課長	生活環境課環境政策係 上原 祥弘 (係長)	団体 (行政)
5	監事	宮入 賢一郎	NPO法人CO2バンク 推進機構	理事長	亀山 寛 (主任研究員)	団体 (市民団体)
6	事務局長	中村 嘉寿良	株式会社ソーラージャパ ン	総務部 次長		企業

平成 23 年度 太陽エネルギー推進協議会 事業計画書(案)

1 事業概要

自然エネルギー資源に恵まれた長野県の特性に鑑み、これまでに蓄積された様々な知見を活かしながら、市民・市民団体、企業・金融機関、行政などといったさまざまな主体が協働し、地域主導型の再生可能な太陽エネルギーの事業化を市民参加によって実施する方策を検討する。本事業により、災害にも強く安全で安心の暮らしに結びつき、かつ持続可能な自給エネルギーを地域づくりに寄与する太陽エネルギー普及モデルを構築するものである。

2 事業内容

(1) 事業の背景・目的

環境問題対策として太陽光発電システムは再生可能エネルギーとして注目されてきたが、2011年3月11日の東日本大震災で電力不足が懸念されることにより、太陽光発電システムの普及が不可欠の背景となっている。しかしながら、太陽光発電システムは多くの設置面積と高額の設備費が必要であり、太陽光発電システムの普及の妨げとなっている。2011年9月に再生エネルギー固定買取制度が決定され、2012年7月から実施予定となり、価格面での収支見通しは何とか解決できるようになったが、設置場所についてはその確保が難しい状況にある。

これらを解決するために、太陽光発電システムを既に15年間研究・施工・販売の実績のある株式会社サンジュニアと須坂市が連携し、全国の先例として平成23年度中に民間の資金を得て、公共の場である学校の屋根に太陽光発電システムを設置する学校発電所のビジネスモデルを計画している。

これを長野県における全国の先例とするため、地域を主体とした太陽エネルギー推進協議会を設立し、このビジネスモデルを完成しようとするものである。

具体的には、このビジネスモデルを地域協議会において、市民に対する普及啓発や情報発信となる自然エネルギー見える化計測システムによるプラットフォームを完成し、継続的に集計することによりビジネスモデルの信頼性を確保し、その普及を推進しようとするものである。

また、今回のビジネスモデルは公共の場における太陽光発電所の設置であるので、従来の大型太陽光発電システムでは実施されていなかった、安全と安心の地域づくりに貢献する非常用電源システムの技術開発及び普及モデルを新たに付加する事により、災害時の夜間最低電力供給が可能になるので、学校近郊の防災対策として地域に貢献しようとするものである。